

別紙

引揚援護等の職員で、退職する者のうち行政
機関職員定員法の施行に伴い退職する者に対
して支給される退職手当に関する政令へ昭和
二十四年政令第二百六十三号の規定による
ない者に対する退職手当の額については、昭
和二十一年年度総合均衡予算の実施に伴う退職
手当の臨時措置に関する政令へ昭和二十四年
政令第二百六十四号へ第四條第一項第一号の
規定によるものとする。

裏面白紙